

太子町入湯税 特別徴収の手引き



太子町 税務課

入湯税の申告についてのお問い合わせ先及び申告書の提出先

〒583-8580

大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地

太子町 政策総務部 税務課

電話：0721-98-5517

目次

1.	はじめに	1
2.	入湯税の概要	2
3.	納税義務者	3
4.	課税免除	4
5.	申告の手続きについて	4
6.	更正の請求	5
7.	加算金	6
8.	延滞金	7
9.	税務調査	7
10.	様式集	8
11.	参考（よくある質問）	13
12.	太子町税条例（一部抜粋）	14

1. はじめに

入湯税は、鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客にご負担いただく税金です。

入湯税の徴収につきましては、地方税法及び太子町税条例の規定に基づいて、鉱泉浴場の経営者の皆様に「特別徴収義務者」として入湯税を徴収していただき、徴収した入湯税を、毎月太子町に申告納入していただきます。

鉱泉浴場の経営者の皆様におかれましては、この手引により入湯税の徴収方法や申告納入の手續についてご理解いただくとともに、入湯税の適正な課税・徴収にご協力いただきますようお願いいたします。

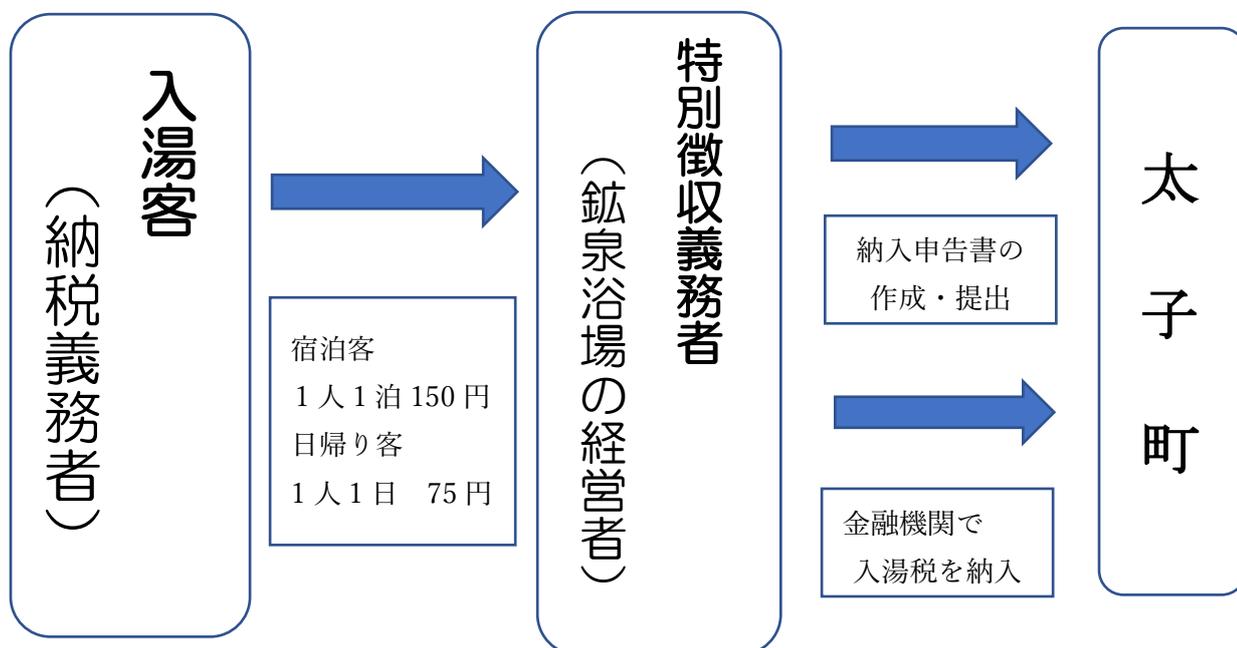
2. 入湯税の概要

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるため、鉱泉浴場において入湯される方に対し、課税するものです。

(1) 太子町の制度概要

納税義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の入湯客
課税を免除される方	① 年齢12歳未満の方 ② 共同浴場、または一般公衆浴場（いわゆる銭湯）に入湯する方
税率	① 宿泊客 1人1泊につき150円 ② 日帰り客 1人1日につき75円
徴収の方法	徴収については、特別徴収の方法（地方公共団体以外の方に地方税を徴収していただく方法）による。
特別徴収義務者	鉱泉浴場（温泉施設）の経営者
特別徴収の手続き	特別徴収義務者（鉱泉浴場経営者）は、入湯客から入湯税を徴収し、毎月15日までに前月分の入湯客数、税額その他必要な事項を記載した入湯税納入申告書を提出するとともに、徴収した入湯税額を太子町に納入。
納入取扱い	納入の取り扱い場所は、下記の通り ・太子町役場 ・大阪南農協協同組合 ・大阪シティ信用金庫 ・りそな銀行 ・池田泉州銀行 ・成協信用組合 ・南都銀行 ・近畿労働金庫 ・関西みらい銀行 ・近畿2府4県のゆうちょ銀行と郵便局
特別徴収義務者の申告	① 鉱泉浴場を經營しようとする方は、經營を開始する前日までに、必要な事項を記載した經營申告書を町長に提出。 ② ①の内容に異動があるときは、直ちにその旨を町長に申告。
帳簿記載義務等	特別徴収義務者は、入湯客数などの必要な事項を帳簿に記載し、その帳簿を記載の日から1年間保存。

(2) 入湯税納入の流れ



※ 納入申告書の提出及び入湯税の納入は、毎月15日までにを行います。

3. 納税義務者

入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場における入湯客です。

※ 「鉱泉浴場」とは、原則として温泉法にいう温泉を利用する浴場をいいます。

※ 「温泉」とは、地中から湧出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガスで、一定の温度又は物質を有するものをいいます（温泉法第2条第1項）。

※ 鉱泉浴場が設置された宿泊施設では、原則として、宿泊者を鉱泉浴場の利用された方とみなして入湯税を課します。ただし、個々の宿泊者の鉱泉浴場の利用の有無を把握することができる場合は、利用していない方に対しては入湯税を課しません。

※ 温泉を外から運んでいる、いわゆる「運び湯」による温泉利用施設も入湯税の課税対象となります。

4. 課税免除

次のいずれかに該当する方は、入湯税の課税が免除されます。

(1) 年齢12歳未満の方

年齢が12歳未満（入湯行為の日の満年齢）の方は、課税が免除されます。

(2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する方

共同浴場又は一般公衆浴場は、日常生活の上で必要な施設であることから、当該施設の利用者については課税が免除されます。

●共同浴場

共同浴場とは、業として経営される浴場ではないもので、マンション、寮等に付設され、日常の利用に供されるものをいいます。

●一般公衆浴場

「一般公衆浴場」とは、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設で、物価統制令によって入浴料金が統制されているいわゆる「銭湯」の他、老人福祉センター等の浴場をいいます。

5. 申告の手続きについて

鉱泉浴場の経営者は、入湯税について次の手続きが必要となります。

様式1 入湯税に係る経営申告書の提出

鉱泉浴場を経営しようとする方は、「入湯税に係る経営申告書」（P.8）を作成し、経営を開始する日の前日までに、下記書類を添付し、太子町長あてにご提出ください。

記載方法については、P.16 の記載例をご覧ください。

<添付書類>

- ・温泉利用許可書の写し
- ・公衆浴場営業許可書の写し（鉱泉浴場が公衆浴場である場合）
- ・旅館業営業許可書の写し（鉱泉浴場を備えたホテル、旅館又は簡易宿所である場合）
- ・施設の概要がわかるパンフレットなど

また、申告いただいた事項に異動が生じた場合は、直ちにその旨を記載した経営申告書をご提出ください。

2 入湯税に係る帳簿の作成

様式2 特別徴収義務者は、納税義務者から徴収した入湯税額について、入湯税に係る帳簿（P.9）を1月ごとに作成し、その帳簿は記載の日から1年間保存してください。

条例上、帳簿は1年間保存しなければならないと定められていますが、更正等が生じる場合も考慮し、帳簿は可能な限り5年間保管をお願いいたします。

記載方法については、P.17 の記載例をご覧ください。

様式3 納入申告書

毎月15日までに、前月分の入湯客数等の必要な事項を記入した納入申告書（P.10）を太子町長あてご提出ください。

記載方法については、P.18 の記載例をご覧ください。

様式4 納入書

納入金については、毎月末日までに前月分の納入金額を金融機関等を通じて、納入書（P.12）により納入してください。

記載方法については、P.19 記載例をご覧ください。

この納入書は次に掲げる場所をご利用いただけます。

- ・太子町役場
- ・大阪南農協協同組合 ・大阪シティ信用金庫 ・りそな銀行 ・池田泉州銀行
- ・成協信用組合 ・南都銀行 ・近畿労働金庫 ・関西みらい銀行
- ・近畿2府4県のゆうちょ銀行と郵便局

6. 更正の請求

納入申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算が、法令の規定に従っていなかったこと、又は計算に誤りがあったことにより、税額が過大である場合は、法定納期限から5年以内に限り更正の請求をすることができます。

入湯税における法定納期限は、太子町税条例第145条で規定する入湯税を徴収すべき日の属する月の翌月の15日となります。

7. 加算金

過少な申告があった場合には過少申告加算金が、期限までに申告をされなかった場合には不申告加算金が課されます。加算金が課される割合は以下のとおりです。

区分	加算金が課される場合	加算金の割合
過少申告 加算金	期限までに申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第1項)	不足税額×10% (不足税額のうち、期限までに申告した税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分については、5%を加算)
不申告 加算金	期限後に申告があった場合又は期限までに申告がないため、決定があった場合 (法第701条の12第2項第1号)	納入すべき税額×15% (納入すべき税額のうち、50万円を超える部分については、5%を加算(法第701条の12第3項))
	期限後に申告があり、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第2項第2号)	
	決定後に、その税額が実際の税額より少ないため、更正があった場合 (法第701条の12第2項第3号)	
	期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないとき (法第701条の12第5項)	納入すべき税額×5%
重加算金	二重帳簿等によって故意に税額を免れようとした場合で、期限内に申告しているとき (法第701条の13第1項)	不足税額×35%
	不申告や期限後に申告があった場合で、二重帳簿等によって故意に税額を免れようとしたとき(法第701条の13第2項)	納入すべき税額×40%
加算金の 加重措置	申告書の期限後提出又は更正決定があった日の前日から5年以内に不申告加算金および重加算金を徴収されたことがある場合 (法第701条の12第4項・第701条の13第3項)	上記加算金の割合+10% (期限後に申告があった場合で、決定があるべきことを予知したものでないときを除く)

8. 延滞金

納期限後に納入される場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて延滞金がかかる場合があります。

9. 税務調査

太子町では適正・公平な課税の確保及び公平な税負担を図る観点から、入湯税に関する調査を行っています。

調査に際しては、電話や文書などでお尋ねしたり、町職員が、顔写真付きの「徴税吏員証」を携帯して直接現地にお伺いし、入湯税に係る資料（帳簿等）の提示をお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。

なお、現地調査の前には、事前に文書等で調査のご依頼をさせていただきます。

10. 様式集

様式1 入湯税に係る経営申告書

<p>入湯税にかかる鉱泉浴場経営申告書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>太子町長 様</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p>太子町税条例第149条の規定により下記のとおり入湯税にかかる鉱泉浴場経営について申告します。</p>	
浴場施設所在地	
同上名義	
営業の種類	
鉱泉引湯の時期	
引湯源泉の所在地 住所氏名又は名称	
申告内容	(経営開始年月日) 年 月 日
	(廃止年月日) 年 月 日
	(経営休止年月日) 年 月 日 ~ 年 月 日
	(休止理由)
施設明細	
従業員数	
客室収容人員	
<p>1 この申告は経営の開始、休止又は廃止の前日までに提出しなければなりません。</p> <p>2 申告した事項に異動があった場合は直ちにその旨を申告しなければなりません。</p>	

様式2 入湯税に係る帳簿

項目 日	課税標準額			税率 1人	税額	備考
	入湯客総数	年齢 12歳未満	差引人員			
	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	宿泊者	
	上記以外	上記以外	上記以外	上記以外	上記以外	
1日	人			150円		
	人			75円		
2日				150円		
				75円		
3日				150円		
				75円		
4日				150円		
				75円		
5日				150円		
				75円		
6日				150円		
				75円		
7日				150円		
				75円		
8日				150円		
				75円		
9日				150円		
				75円		
10日				150円		
				75円		
11日				150円		
				75円		
12日				150円		
				75円		
13日				150円		
				75円		
14日				150円		
				75円		
15日				150円		
				75円		
16日				150円		
				75円		
17日				150円		
				75円		
18日				150円		
				75円		
19日				150円		
				75円		
20日				150円		
				75円		
21日				150円		
				75円		
22日				150円		
				75円		
23日				150円		
				75円		
24日				150円		
				75円		
25日				150円		
				75円		
26日				150円		
				75円		
27日				150円		
				75円		
28日				150円		
				75円		
29日				150円		
				75円		
30日				150円		
				75円		
31日				150円		
				75円		
計				150円		
				75円		

様式3 入湯税納入申告書

<div style="border: 1px solid green; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">受付印</p>	<p>入湯税納入申告書 (年 月分)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>太子町長 様</p> <p style="text-align: right;">特別徴収義務者 _____</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">氏 名 _____</p> <p style="text-align: right;">(名 称) _____</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">太子町税条例第145条第3項の規定により下記のとおり入湯税の 納入について申告します。</p>				
入場客総数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">宿泊者</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の者</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	宿泊者	人	上記以外の者	人
宿泊者	人				
上記以外の者	人				
上記の内12歳未満の者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">宿泊者</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の者</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	宿泊者	人	上記以外の者	人
宿泊者	人				
上記以外の者	人				
差引納税者の数	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">宿泊者</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外の者</td> <td style="text-align: right;">人</td> </tr> </table>	宿泊者	人	上記以外の者	人
宿泊者	人				
上記以外の者	人				
税 額	円				
摘 要	別紙添付明細書のとおり				
<p>※ この申告書は前月中の入湯客について記載し、毎月15日までに提出、 納入金は納付書によって納入してください。</p>					

4 納入書

★ 納入書をご利用になる時の注意点

- (1) A4サイズの普通紙に印刷してご利用ください。（感熱紙等は使用しないでください。）
- (2) 領収証書は5年間大切に保存してください。
- (3) 領収証書は、太子町会計管理者、銀行等（太子町指定金融機関、太子町指定代理金融機関、太子町収納代理 金融機関又は郵便局の領収日付印を押すことによってその効力を生じます。ただし、証券（小切手等）をご使用の場合は、その証券金額の支払いがあるまで納付義務は完了しません。

様式4

納入書

市町村コード 273813 大阪府 太子町	入湯税領収済通知書 (公)	市町村コード 273813 大阪府 太子町	入湯税納入書 (公)	市町村コード 273813 大阪府 太子町	入湯税領収証書 (公)
口座番号 00990-1-960287	加入者 大阪府太子町会計管理者	口座番号 00990-1-960287	加入者 大阪府太子町会計管理者	口座番号 00990-1-960287	加入者 大阪府太子町会計管理者
所在地及び法人名		所在地及び法人名		所在地及び法人名	
年度	※ 処理事項	年度	※ 処理事項	年度	※ 処理事項
申告月		申告月		申告月	
年		年		年	
月		月		月	
分		分		分	
税額	01	税額	01	税額	01
延滞金	02	延滞金	02	延滞金	02
加算金	03	加算金	03	加算金	03
重加算金	04	重加算金	04	重加算金	04
合計額	05	合計額	05	合計額	05
納期限	令和0年0月0日	納期限	令和0年0月0日	納期限	令和0年0月0日
指定金融機関名 (取りまとめ局)	太子町指定金融機関	日計	口 領収日付印 円	領収日付印	
取りまとめ局	大阪貯金事務センター	上記のとおり納付します。 (金融機関または郵便局保管)		上記のとおり領収しました。(納税者保管)	
上記のとおり通知します。(太子町保管)		◎領収書は5年間大切に保存してください。			

●納期限までに太子町役場又は下記の取扱金融機関で納付して下さい。なお、納期限後に納付される場所には、延滞金及び督促手数料が加算されますので、納付は納期限内にお願いします。
 <取扱金融機関>

大阪南農業協同組合 リゾナ銀行 関西みらい銀行 池田泉州銀行 南都銀行 大阪シティ信用金庫 成協信用組合 近畿労働金庫 近畿2府4県のゆうちょ銀行と郵便局

※金融機関の合併・統合があった場合は、新金融機関でも取り扱いできます。

※点線に沿って切り取り、3枚あわせて金融機関又は郵便局へお持ちください。

11. よくある質問

Q1. 宿泊利用されている方から、病気や怪我などにより浴場を利用していないとの申出がありました。この場合、入湯税は課されますか。

A1. 鉱泉浴場が設置された宿泊施設におきましては、原則として、宿泊者の方は鉱泉浴場を利用された方とみなして、入湯税が課されます。ただし、宿泊者の方個々の鉱泉浴場の利用の有無を把握することができる場合は、鉱泉浴場を利用していない方に対しては入湯税を課しません。したがって、入湯税をあらかじめ預かっているときは、返金していただくことになります。この場合、納入申告書の「課税対象者（人）」には加えないようお願いします。

Q2. 入湯税を徴収できなかった場合はどうすればいいですか。

A2. 入湯税の納税義務者が特別徴収義務者に入湯税額を支払わなかった場合や納税義務者から入湯税額を徴収することを忘れてしまった場合などにおきましては、特別徴収義務者は、その納税義務者に対して求償権を有します。
したがって、入湯税について申告・納入していただく際には、徴収できなかった入湯税額等を、徴収すべきであった日（鉱泉浴場の利用日）の入湯客数や納入金の額等に含めて申告・納入してください。

12. 太子町税条例（一部抜粋）

第1節 入湯税

（入湯税の納税義務者等）

第141条 入湯税は、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課する。

（入湯税の課税免除）

第142条 次の各号に掲げる者に対しては入湯税を課さない。

- (1) 年齢12歳未満の者
- (2) 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者

（入湯税の税率）

第143条 入湯税の税率は、入湯客1人1日について、150円とする。ただし、宿泊せず入湯する者については、75円とする。

（入湯税の徴収の方法）

第144条 入湯税は、特別徴収の方法によって徴収する。

（入湯税の特別徴収の手続）

第145条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、鉱泉浴場における入湯客が納付すべき入湯税を徴収しなければならない。

3 第1項の特別徴収義務者は、毎月15日までに、前月1日から前月末日までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びこの納入金を納入書によって納入しなければならない。

（入湯税に係る不足金額等の納入の手続）

第148条 入湯税の特別徴収義務者は、法第701条の10、第701条の12又は第701条の13の規定に基づく納入の告知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書に指定する期限までに、納入書によって納入しなければならない。

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第149条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2) 鉱泉浴場施設の所在地

(3) 前各号に掲げるものを除く外、町長において必要と認める事項

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等)

第150条 入湯税の特別徴収義務者は、毎月の入湯客数、入湯料金及び入湯税額を帳簿に記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

(入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反等に関する罪)

第151条 前条第1項の規定によって、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなく記載をせず、若しくは虚偽の記載をした場合又は同条第2項の規定によつて保存すべき帳簿を1年間保存しなかつた場合においては、その者に対し、3万円以下の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

記載例

様式Ⅰ 入湯税に係る経営申告書

入湯税にかかる鉱泉浴場経営申告書	
令和5年11月xx日	
太子町長 様	
住所	大阪府南河内郡太子町〇〇〇〇
氏名	△△△温泉株式会社
太子町税条例第149条の規定により下記のとおり入湯税にかかる鉱泉浴場経営について申告します。	
浴場施設所在地	大阪府南河内郡太子町〇〇〇〇
同上名義	大阪 太郎
営業の種類	宿泊施設（日帰り利用可）
鉱泉引湯の時期	令和5年10月xx日
引湯源泉の所在地	大阪府南河内郡太子町〇〇〇〇
住所氏名又は名称	△△△温泉株式会社 代表者 大阪 太郎
申告内容	(経営開始年月日) 令和5年10月xx日
	(廃止年月日) 年 月 日
	(経営休止年月日) 年 月 日 ～ 年 月 日
	(休止理由)
施設明細	客室10室 宴会場1室 浴室2
従業員数	10名
客室収容人員	30名
<p>1 この申告は経営の開始、休止又は廃止の前日までに提出しなければなりません。</p> <p>2 申告した事項に異動があった場合は直ちにその旨を申告しなければなりません。</p>	

様式2 入湯税に係る帳簿

項目 日	課税標準額			税 率 人	税 額	備 考
	入湯客総数	年齢 12歳未満	差引人員			
	宿泊者	宿泊者	宿泊者			
	上記以外	上記以外	上記以外			
1日				150円		
				75円		
2日				150円		
				75円		
3日				150円		
				75円		
4日				150円		
				75円		
5日				150円		
				75円		
6日				150円		
				75円		
7日				150円		
				75円		
8日				150円		
				75円		
9日				150円		
				75円		
10日				150円		
				75円		
11日	1500	200	1300	150円	195000	
	300	100	200	75円	15000	
12日				150円		
				75円		
13日				150円		
				75円		
14日				150円		
				75円		
15日				150円		
				75円		
16日				150円		
				75円		
17日				150円		
				75円		
18日				150円		
				75円		
19日				150円		
				75円		
20日				150円		
				75円		
21日				150円		
				75円		
22日				150円		
				75円		
23日				150円		
				75円		
24日				150円		
				75円		
25日				150円		
				75円		
26日				150円		
				75円		
27日				150円		
				75円		
28日				150円		
				75円		
29日				150円		
				75円		
30日				150円		
				75円		
31日				150円		
				75円		
計	1500	200	1300	150円	195000	
	300	100	200	75円	15000	

様式3 入湯税納入申告書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div> <p style="text-align: center;">受付印</p>	<p>入湯税納入申告書 (令和5年11月分)</p> <p style="text-align: right;">令和5年11月xx日</p> <p>太子町長様</p> <p>特別徴収義務者 <u> △△△△温泉株式会社 </u></p> <p>住 所 <u> 大阪府南河内郡太子町○○○○ </u></p> <p>氏 名 <u> 代表者 大阪 太郎 </u></p> <p>(名 称) <u> △△△△温泉(□□□□の湯) </u></p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">太子町税条例第145条第3項の規定により下記のとおり入湯税の 納入について申告します。</p>	
入場客総数	宿泊者	1500 人
	上記以外の者	300 人
上記の内12歳未満の者	宿泊者	200 人
	上記以外の者	100 人
差引納税者の数	宿泊者	1300 人
	上記以外の者	200 人
税 額	$1300 \times 150 = 195000$ $200 \times 75 = 15000$ <div style="text-align: right; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">210,000円</div>	
摘 要	別紙添付明細書のとおり	
<p>※ この申告書は前月中の入湯客について記載し、毎月15日までに提出、 納入金は納付書によって納入してください。</p>		

様式4 納入書

市町村コード 273813	大阪府 太子町	(公)	入湯税領収証書
口 帳 番 号 00990-1-960287	加 入 者 大阪府太子町会計管理者	大阪府南河内郡太子町〇〇〇〇 △△△△温泉株式会社 様	
所在地及び法人名			
年 度 5	※ 処 理 事 項	管 理 番 号 0	申 告 月 令和5年11月分
税 額 01	千 円	百 円	十 円
延 滞 金 02	2	1	0
加 算 金 03	0	0	0
重 加 算 金 04	0	0	0
合 計 額 05	2	1	0
納 期 限 令和 0 年 0 月 0 日	領 収 日 付 印		
指定金融 機関名 (取りまどめ庄)	太子町指定金融機関		
取りまどめ局	大阪貯金事務センター		
上記のとおり領収しました。(納税者保管)			
◎領収書は5年間大切に保存してください。			

市町村コード 273813	大阪府 太子町	(公)	入湯税納入書
口 帳 番 号 00990-1-960287	加 入 者 大阪府太子町会計管理者	大阪府南河内郡太子町〇〇〇〇 △△△△温泉株式会社 様	
所在地及び法人名			
年 度 5	※ 処 理 事 項	管 理 番 号 0	申 告 月 令和5年11月分
税 額 01	千 円	百 円	十 円
延 滞 金 02	2	1	0
加 算 金 03	0	0	0
重 加 算 金 04	0	0	0
合 計 額 05	2	1	0
納 期 限 令和 0 年 0 月 0 日	日 計 口 領 収 日 付 印 円		
上記のとおり納付します。 (金融機関または郵便局保管)			

市町村コード 273813	大阪府 太子町	(公)	入湯税領収証書
口 帳 番 号 00990-1-960287	加 入 者 大阪府太子町会計管理者	大阪府南河内郡太子町〇〇〇〇 △△△△温泉株式会社 様	
所在地及び法人名			
年 度 5	※ 処 理 事 項	管 理 番 号 0	申 告 月 令和5年11月分
税 額 01	千 円	百 円	十 円
延 滞 金 02	2	1	0
加 算 金 03	0	0	0
重 加 算 金 04	0	0	0
合 計 額 05	2	1	0
納 期 限 令和 0 年 0 月 0 日	領 収 日 付 印		
上記のとおり領収しました。(納税者保管)			
◎領収書は5年間大切に保存してください。			

切 り 取 り 線

●納期限までに太子町役場又は下記の取扱金融機関で納付して下さい。なお、納期限後に納付される場所には、延滞金及び督促手数料が加算されますので、納付は納期限内にお願いします。
 <取扱金融機関>
 大阪南農業協同組合 りそな銀行 関西みらい銀行 池田泉州銀行 南都銀行 大阪シティ信用金庫 成協信用組合 近畿労働金庫 近畿2府4県のゆうちょ銀行と郵便局
 ※金融機関の合併・統合があった場合は、新金融機関でも取り扱えます。
 ※点線に沿って切り取り、3枚あわせて金融機関又は郵便局へお持ちください。